



平成 29 年 8 月 10 日

各 位

インフラファンド発行者名
日本再生可能エネルギーインフラ投資法人
代表者名 執行役員 井野 好男
(コード番号 9283)

管理会社名
アールジェイ・インベストメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 三原 淳一郎
問合せ先 財務管理部長 松尾 真次
TEL: 03-5510-8886

規約の一部変更及び役員選任に関するお知らせ

日本再生可能エネルギーインフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 29 年 8 月 10 日開催の役員会において、規約の一部変更及び役員選任に関し、下記のとおり平成 29 年 9 月 29 日開催予定の第 2 回投資主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

なお、下記事項は、当該投資主総会において承認されることにより有効となります。

記

1. 規約の一部変更について

変更理由は以下のとおりです。

(1) 投資主総会の招集に関する規定について、本投資法人の第 2 回投資主総会が平成 29 年 9 月 29 日に開催されることに伴い、規約第 9 条（招集及び開催）について、平成 31 年 9 月 1 日及びその日以後遅滞なく招集され、以降、隔年毎の 9 月 1 日及びその日以後遅滞なく招集される旨の規定に変更するものです。

(変更の詳細については、添付資料「第 2 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

提案理由は以下のとおりです。

- (1) 執行役員井野 好男から、平成 29 年 9 月 30 日をもって本投資法人の執行役員を辞任する旨の申し出があったため、執行役員 1 名（三原 淳一郎）（注 1）を選任するものです。
- (2) 執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員 1 名（松尾 真次）（注 2）を選任するものです。
- (3) 監督役員藤本 幸弘及び加藤 光生から、新執行役員との任期の調整のため、平成 29 年 9 月 30 日をもって本投資法人の監督役員を一旦辞任する旨の申し出があったため、改めて監督役員藤本 幸弘及び加藤 光生の 2 名を選任するものです。

（注 1）三原 淳一郎は、本書の日付現在、管理会社の代表取締役社長であります。

（注 2）松尾 真次は、本書の日付現在、管理会社の財務管理部長であります。

（役員選任の詳細については、添付資料「第 2 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の規約の一部変更及び役員選任に関するお知らせに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手することができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。



3. 投資主総会等の日程

- 平成 29 年 8 月 10 日 投資主総会提出議案の役員会承認
- 平成 29 年 9 月 4 日 投資主総会招集通知の発送（予定）
- 平成 29 年 9 月 29 日 投資主総会（予定）

添付資料

第2回投資主総会招集ご通知

以 上

*本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

*本投資法人のホームページアドレス：<http://www.rjif.co.jp/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の規約の一部変更及び役員選任に関するお知らせに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売
出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って
登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米
国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法
に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人又は売出人から入手する
ことができ、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件におい
ては米国における証券の公募は行われません。

(証券コード 9283)
平成29年9月4日

投資主各位

東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
日本再生可能エネルギーインフラ投資法人
執行役員 井野好男

第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本投資法人の第2回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権の行使をすることができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年9月28日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条第1項において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。」旨、また同条第2項において「前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。」旨を定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなさらない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年9月29日（金曜日）午前10時00分
（なお、受付開始時刻は午前9時00分を予定しています。）
2. 場 所 東京都港区六本木七丁目18番18号
住友不動産六本木通ビル
ベルサール六本木 1階
（末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ではございますが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、議決権行使書面とともに代理権を証する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるアールジェイ・インベストメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、インターネット上の本投資法人のウェブサイト（<http://www.rjif.co.jp/>）に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

投資主総会の招集に関する規定について、本投資法人の第2回投資主総会が平成29年9月29日に開催されることに伴い、平成31年9月1日及びその日以後遅滞なく招集され、以降、隔年毎の9月1日及びその日以後遅滞なく招集される旨の規定に変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第9条（招集及び開催） 1. 本投資法人の投資主総会は、平成 <u>30</u> 年 <u>4</u> 月1日及びその日以後遅滞なく招集され、以降、隔年毎の <u>4</u> 月1日及びその日以後遅滞なく招集する。	第9条（招集及び開催） 1. 本投資法人の投資主総会は、平成 <u>31</u> 年 <u>9</u> 月1日及びその日以後遅滞なく招集され、以降、隔年毎の <u>9</u> 月1日及びその日以後遅滞なく招集する。

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員井野好男から、平成29年9月30日をもって、本投資法人の執行役員を辞任する旨の申出がありましたので、新たに執行役員1名の選任をお願いするものです。

また、本議案において、執行役員の任期は、現行規約第17条第2項の定めにより、就任する平成29年10月1日より2年間とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成29年8月10日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 本投資法人における地位及び担当
み はら じゅん いち ろう 三 原 淳 一 郎 (昭和38年8月31日生)	昭和62年4月 株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほ銀行)
	平成2年9月 米国ノースウェスタン大学 ケロッグ経営大学院
	平成4年7月 興銀証券株式会社 市場営業部
	平成13年1月 メリルリンチ日本証券株式会社 ストラクチャードファイナンス部
	平成18年1月 同 執行役員マネージングディレクター
	平成21年10月 ザイス・ジャパン株式会社 投資本部長
	平成24年4月 ファルコン・マネーマネジメント・ジャパ ン株式会社 代表取締役
	平成26年11月 アライアンス・バーンスタイン株式会社 マネージングディレクター クライアント 本部 副本部長
	平成29年4月 アールジェイ・インベストメント株式会社
	平成29年6月 同 代表取締役社長(現任)

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約を締結しているアールジェイ・インベストメント株式会社の代表取締役社長であります。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、平成29年10月1日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案が可決されることを条件として、現行規約第17条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠執行役員の選任の効力については、就任の前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成29年8月10日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 本投資法人における地位及び担当
まつ お しん じ 松 尾 真 次 (昭和43年12月19日生)	平成4年4月 東洋信託銀行株式会社(現 三菱UFJ信託銀行株式会社)
	平成14年4月 森トラスト・アセットマネジメント株式会社(出向)投資運用部
	平成16年4月 UFJ信託銀行株式会社(現 三菱UFJ信託銀行株式会社)不動産営業第3部
	平成17年6月 株式会社ダヴィンチ・セレクト(現 大和リアルエステート・アセットマネジメント株式会社) 投資運用部 シニア・マネージャー
	平成20年7月 野村證券株式会社 アセットファイナンス部 エグゼクティブ・マネージャー
	平成24年4月 株式会社エム・エス・ビルサポート 不動産営業部 グループ長
	平成28年7月 リニューアブル・ジャパン株式会社
	平成28年7月 アールジェイ・インベストメント株式会社 財務管理部長(現任)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約を締結しているアールジェイ・インベストメント株式会社の財務管理部長であります。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員藤本幸弘及び加藤光生から、任期の調整のため、平成29年9月30日をもって、本投資法人の監督役員を一旦辞任する旨の申出がありましたので、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

また、本議案において、監督役員の任期は、現行規約第17条第2項の定めにより、就任する平成29年10月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 本投資法人における地位
1	ふじもと ゆきひろ 藤本 幸弘 (昭和36年10月20日生)	平成元年4月 弁護士登録（東京弁護士会、平成22年に第二東京弁護士会に登録換） 栢田江尻法律事務所（現西村あさひ法律事務所） 入所 平成5年8月 シドリーオースティン法律事務所（シカゴ）研修 平成9年1月 あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所） パートナー 平成22年12月 M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 社外監査役（現任） 平成25年1月 シティニューワ法律事務所 パートナー（現任） 平成26年11月 株式会社農業総合研究所 社外監査役（現任） 平成28年8月 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人 監督役員（現任）

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 本投資法人における地位
2	かとうみつお 加藤光生 (昭和43年9月9日生)	<p>平成5年3月 中央新光監査法人(旧みずず監査法人) 入所</p> <p>平成17年9月 加藤公認会計士事務所 開設(現任)</p> <p>平成19年8月 一般社団法人玄海2 監事(現任)</p> <p>平成23年3月 MD表参道ホールディングス一般社団法人 監事(現任)</p> <p>平成23年3月 MD表参道特定目的会社 監査役(現任)</p> <p>平成24年11月 一般社団法人アイエム 監事(現任)</p> <p>平成24年11月 IDD1 特定目的会社 監査役(現任)</p> <p>平成25年8月 沖縄金武ビーチリゾート特定目的会社 監査役(現任)</p> <p>平成25年8月 沖縄金武リゾートレジデンス特定目的会社 監査役(現任)</p> <p>平成26年2月 一般社団法人エムエム 監事(現任)</p> <p>平成26年2月 MM21-46特定目的会社 監査役(現任)</p> <p>平成27年6月 一般社団法人IWK80 社員(現任)</p> <p>平成27年6月 一般社団法人SH43 社員(現任)</p> <p>平成28年8月 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人 監督役員(現任)</p>

- ・上記監督役員候補者兩名は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者兩名と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。なお、上記監督役員候補者兩名は、現在、本投資法人の執行役員の職務の全般を監督しています。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づく現行規約第14条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木七丁目18番18号
住友不動産六本木通ビル
ベルサール六本木 1階



アクセス：東京メトロ日比谷線「六本木」駅（2番出口） 徒歩約2分
都営大江戸線「六本木」駅（4b出口） 徒歩約4分

お願い： 駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。